

議案第19号

長久手市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の特例を定める条例の制定について

長久手市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の特例を定める条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和8年2月19日提出

長久手市長 佐藤有美

説 明

この案を提出するのは、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における市長及び副市長の給料月額の特例並びにこの条例の施行の日に在職する教育長の任期が終了する日までの間の給料月額の特例を規定することに関し、長久手市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の特例を定めるため必要があるからである。



長久手市条例第 号

長久手市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の特例  
を定める条例

(市長及び副市長の給料月額の特例)

第1条 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における市長及び副市長の給料月額は、長久手市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（昭和41年長久手村条例第3号。以下「特別職給与等条例」という。）第3条の規定にかかわらず、特別職給与等条例別表第1に定める給料月額から市長は当該額に100分の10、副市長は100分の7を乗じて得た額を減じた額とする。

(教育長の給料月額の特例)

第2条 この条例の施行の日在職する教育長の任期が満了する日までの間の給料月額は、特別職給与等条例第3条の規定にかかわらず、特別職給与等条例別表第1に定める給料月額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。



## 議案の概要

### 1 制定の趣旨

この条例は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における市長及び副市長の給料月額の特例並びにこの条例の施行の日に在職する教育長の任期が満了する日までの間の給料月額の特例を規定することに関し、長久手市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の特例を定めるものです。

(背景・目的) 本市を取り巻く厳しい財政状況を踏まえ、市長、副市長及び教育長の給料月額の支給について、長久手市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の特例を設ける条例の制定を行うものです。

### 2 制定の内容

- (1) 第1条に市長及び副市長の給料月額の特例を規定すること。
- (2) 第2条に教育長の給料月額の特例を規定すること。

### 3 今後の影響

条例の制定により、市長、副市長及び教育長の給与の総支給額が約270万円減少することが見込まれます。

### 4 附則について

この条例は、令和8年4月1日から施行するものとします。

